

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	下水道工事に伴う舗装改良工事（その2）	
契 約 内 容	舗装工 A = 1, 180 m ²	
契 約 期 間	令和2年6月16日～令和2年11月27日	
契 約 締 結 日	令和2年6月15日	
契 約 相 手 方	株式会社 森藤組	
契 約 金 額	5, 681, 500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事は、株式会社森藤組が受注している、道路改良工事（舗装工事）と同一現場であり、工事施工に関しては同時に施工することが可能で、当該受注者に施工させる場合には、出来形成果において、継ぎ目が少なく一体に完成することから、長期的に構造物を維持することが可能となります。</p> <p>また、工程調整等により合理的かつ適切な施工を確保できることが出来るなどのことから、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当し、株式会社森藤組と随意契約をするものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設飛灰処理設備混練機更新工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設飛灰処理設備混練機の更新工事																									
契 約 期 間	令和2年5月1日～令和2年8月31																									
契 約 締 結 日	令和2年4月30日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	9,350,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号		少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号		少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で更新を行う混練機を含む飛灰処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>本工事は、飛灰の重金属不溶化処理を行う装置の更新であり、混練機はバグフィルタと一体的に灰処理設備としての性能を形成しており、このことで飛灰の性状が安定した状態(最終処分場埋立基準の遵守)に保たれている。キレートの添加量調整が必要であるため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>(※) 上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設減温塔噴射ノズル取替工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設減温塔噴射ノズルの取替工事																									
契 約 期 間	令和2年6月16日～令和2年8月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年6月15日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	1,848,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号		少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号		少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で取替を行う減温塔噴射ノズルを含む排ガス処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>本工事は、排ガス処理設備の減温塔噴射ノズルの更新で、減温塔噴射ノズル本体は、株式会社川崎技研の特許製品であり、既存の各設備の設計・施工事業者である株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和2年4月8日から令和2年6月5日	
契 約 締 結 日	令和2年4月8日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	383,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水管漏水修繕	
契 約 内 容	給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	令和2年5月20日から令和2年6月18日	
契 約 締 結 日	令和2年5月20日	
契 約 相 手 方	(有)松浦設備	
契 約 金 額	331,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	給水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	雨水排水路撤去工事 内田西排水区																	
契 約 内 容	HP φ1800取壊し L=30.2m ボックスカルバート□1700×1000取壊し L=39.0m ボックスカルバート□2000×900取壊しL=14.2m 土工N=1式																	
契 約 期 間	令和2年6月1日～令和2年7月31日																	
契 約 締 結 日	令和2年6月1日																	
契 約 相 手 方	ホテルインディゴ 犬山有楽苑新築工事共同企業体																	
契 約 金 額	12,980,000円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>現在、ホテルインディゴ犬山有楽苑新築工事共同企業体（大成建設・矢作建設工業JV）により建物解体工を行っており、解体後に新ホテル建築を行う予定である。このためホテル建築を早期に進めるため、新ホテル建築に支障となる既設排水路を市において撤去する必要があるが、既設排水路は旧ホテルと近接しているため、旧ホテルと分離して既設排水路の撤去を行うことができないことや、新ホテルの開業スケジュールを考慮すると早期の撤去工事が急務であることから、現在工事を行っているホテルインディゴ犬山有楽苑新築工事共同企業体（大成建設・矢作建設工業JV）に本工事を発注することで、解体工事に併せて既設管の撤去を行えること、解体工事に使用している建設重機をそのまま使用できることによる建設重機の手配や、搬入搬出路の確保等の工程調整が不要となることで、工期が大幅に短縮でき、市の観光産業に大きく影響する新ホテル開業スケジュールに合わせることで、本工事を地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に基づきホテルインディゴ犬山有楽苑新築工事共同企業体（大成建設・矢作建設工業JV）へ発注するものである。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市計画課	
件 名	市営中野住宅第2号解体工事	
契 約 内 容	入居者が退去し老朽化した住宅を解体する。	
契 約 期 間	令和2年7月1日から令和2年7月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年6月30日	
契 約 相 手 方	大竹建築有限会社	
契 約 金 額	880,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	家屋の老朽化が進んでおり早期に改善する必要があるため、随意契約とした。 過去の近隣での工事実績および手持ちの工事の量から業者を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市計画課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	楽田子ども未来園保育室空調機修繕	
契 約 内 容	1歳児保育室の空調機が、室外機内のガス漏れにより使用できなくなったため、室外機を取替する。	
契 約 期 間	令和2年6月9日から令和2年6月16日	
契 約 締 結 日	令和2年6月8日	
契 約 相 手 方	株式会社技研サービス	
契 約 金 額	421,454円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>今回不具合が生じた空調機がある部屋は、1歳児の保育室として使用している。1歳児は低年齢であることから、体温調節が未熟であり、また保育時間内に昼寝を行うことから、ここ数日の高温多湿の状況で空調機が使用できない場合、熱中症等により体調不良を引き起こす危険がある。それに加え、楽田子ども未来園では、保育室の空き部屋がないため、1歳児を他の部屋へ移動させることも不可能である。</p> <p>また、子ども未来園の空調設備については、施設一括管理委託契約において保守点検業務を委託している。そのため、今回の不具合発生時に受注者である株式会社技研サービスに対応依頼をし、修繕概要を把握している。</p> <p>以上の理由から、早急に空調設備の修繕を行う必要があり、対応可能な業者が株式会社技研サービス以外ないと判断し、随意契約するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課